

## 並木北コミュニティハウスの施設利用（令和3年3月23以降）について

【緊急事態宣言解除を受けて制限内容が変わりました！】

いつもご利用いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月1日から一部利用を制限して開館しておりましたが、この度、国の緊急事態宣言の解除を受けて、横浜市教育委員会（学校）の了解のもと、**3月23日より**制限内容等を下記のとおり一部変更することといたしました。

なお、皆さまご存じのとおり、「学校施設活用型コミュニティハウス」は、他の市民利用施設とは異なり、学校教育活動を優先したうえで施設利用が可能となっております。

生徒が安心して登校でき、かつ、当コミュニティハウスが安全に運営できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。（今後、さらに制限内容に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします）

### ○ 変更点

- ・ 国の緊急事態宣言解除を踏まえ、開館時間が21時までに戻ります。
- ・ 大声の発声を伴う（コーラス、歌唱等）利用及び吹奏楽器演奏の利用は一定の条件のもと利用ができるようになります。（詳しくは下記を参照）
  - ※ なお、各部屋の利用人数の制限については下記のとおり変更ありませんのでご注意ください。

### ● 全般

1. **開館時間は21時までとします。（なお、火・日曜日は17時、金曜は休館です）**
2. 来館前の検温により、発熱、味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は、利用を控えてください。（なお、当面の間、施設入場時に入口にて検温を実施します。）
3. 校内へ入る前からのマスク着用、手指の消毒及び健康管理を徹底してください。
4. 学校への出入りは正門のみとし、校庭では、児童と接触しないよう、関係のない学校の敷地へ立ち入らないでください。なお、今までどおり校内への車の乗り入れは禁止です。
5. 神奈川県が実施している「LINE コロナお知らせシステム」への登録にご協力ください（コミュニティハウス入り口にて登録可能です）。

### ● 個人利用・市民図書利用

1. 市民図書利用、ミーティングサロン、印刷機・複写機等の利用にあたっては、利用者同士の間隔を1m以上あけるとともに、「個人利用票」に氏名・連絡先等を記入していただきます。（図書貸出券をお持ちの方は貸出券番号を記載。）また、これらは必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。
2. 「赤ちゃんルーム」及び「空室での学習」は、引き続き利用できません。

### ● 団体利用（研修室・和室等の利用）

1. 利用代表者及び連絡者は、当日のメンバーの状況（名前、緊急連絡先、体調等）を把握し、名簿を作成してください。（必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。）
2. 定員は、人と人との間隔が1m取れる範囲を基本とします。
  - ※中研修室 20名、小研修室 12名（一括利用 32名、机使用は1机に1名）、和室：10名

3. コーラス、謡、朗読会、詩吟など大声を発する活動はマスクを着用し、声を出す向き、発生の回数にも注意する。
4. 吹奏楽器等呼気を伴う楽器を演奏する活動は、演奏する場面ではマスクの着用は不要とするが、演奏の仕方や楽器の取り扱いに配慮する。
5. 囲碁、将棋等、活動上間隔を 1m 取れないものや対面を避けられないものは利用できません。
6. 茶器等十分な消毒ができない備品は貸出しできません(活動に必要な物をご持参ください)。
7. 使用中の頻繁な換気(扇風機の使用等)及び使用後の消毒を行っていただきます。
8. 飲食についてはできません。ただし、利用中の水分補給は構いません。

● **その他**

1. 自主事業を実施する場合は、参加人数を把握するため事前申込制とし、利用者氏名、利用日時、利用場所、連絡先を記録することとします。
2. 感染者が発生した場合  
感染者が活動した施設の使用を中止します。(感染した場合は、コミュニティハウスにご連絡ください)